

# 管 理 の 概 況

## 1 沿 革

- 昭和22年4月1日 鳥取県立公民館規程の制定により鳥取県立図書館内に鳥取県立公民館が併置され、図書部、科学部、集会部がおかれる。科学部は「科学研究館」として運営。
- 昭和24年7月1日 鳥取県立公民館規程が廃止され、鳥取県立科学館設置条例に基づき「鳥取県立科学館」が設置される。
- 昭和24年7月23日 仁風閣に移転。
- 昭和27年7月1日 昭和27年7月博物館法の施行により、同法に基づく博物館相当施設として文部大臣の指定を受ける。
- 昭和29年7月1日 登録博物館となる。
- 昭和29年7月1日 鳥取県立科学博物館規程の制定により「鳥取県立科学博物館」と改称。
- 昭和31年7月1日 鳥取県立科学博物館に庶務係及び指導調査係を設置。
- 昭和39年9月7日 文化センター建設調査費を計上し、施設構想を検討。
- 昭和43年9月10日 文化センター敷地について、鳥取市公設運動場と二の丸公園を充てることで知事と鳥取市長が合意。
- 昭和44年4月2日 文化施設の建設促進のため、県に鳥取県立文化施設促進協議会を設置。
- 昭和44年5月30日 株式会社日建設計に建設構想図の作成を依頼。
- 昭和45年9月15日 鳥取県立博物館の実施設計完了。
- 昭和45年10月20日 建設工事着工。
- 昭和46年4月1日 鳥取県立科学博物館に美術係を設置。
- 昭和47年4月1日 鳥取県立科学博物館を「鳥取県立博物館」と改称、組織も、管理課（庶務係、設備係）学芸課（学芸係、美術係、史料係）と二課制に拡充。
- 昭和47年4月1日 西本真一県立鳥取東高等学校長が館長に就任。
- 昭和47年5月31日 建設工事竣工。
- 昭和47年10月1日 鳥取県立博物館竣工式、開館式挙行。
- 昭和50年4月1日 西本真一館長辞任に伴い、木代彰県教育長が館長に就任。
- 昭和51年12月14日 木代彰館長辞任に伴い、西尾優県教育長が館長事務取扱。
- 昭和52年4月1日 前田壽男県教育次長が館長に就任。
- 昭和56年4月1日 前田壽男館長辞任に伴い、山根幸恵県立鳥取西工業高等学校長が館長に就任。
- 昭和58年4月1日 山根幸恵館長辞任に伴い、河田晃県立鳥取西工業高等学校長が館長に就任。
- 昭和58年4月1日 学芸課の係を再編成し、自然係、美術係、人文係とする。
- 昭和58年4月1日 考古・民俗展示室を歴史・民俗展示室に改編。
- 昭和60年4月1日 河田晃館長辞任に伴い、松本兵衛県立鳥取図書館長が館長に就任。
- 昭和60年6月11日 近代美術展示室を開設。
- 昭和60年11月3日 皇太子殿下・同妃殿下が、第21回全国身体障害者スポーツ大会行啓の際当館を御視察。
- 昭和61年6月8日 中国河北省友好訪日団（河北省長ほか5名）来館視察。
- 昭和62年4月1日 松本兵衛館長転任に伴い、長石肇県教育次長が館長に就任。

## 2 施設の概要

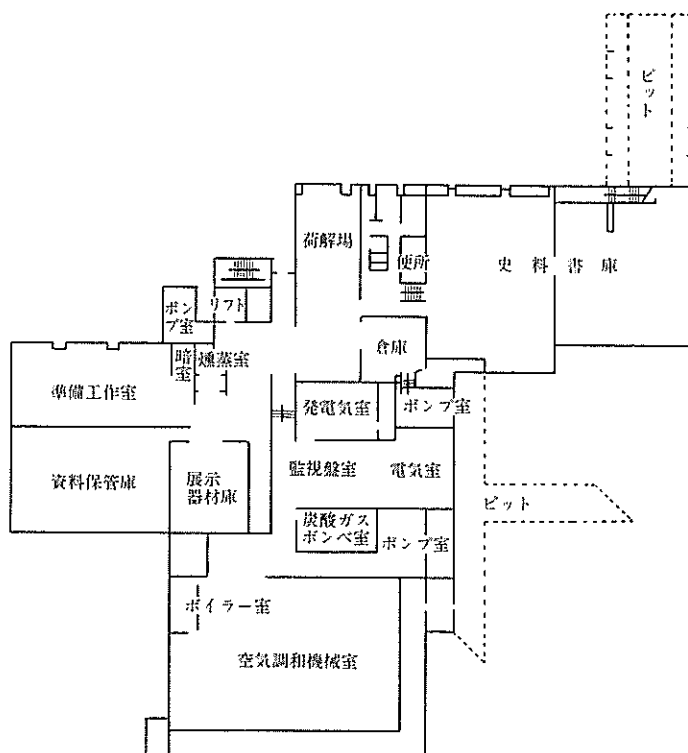
### 規模

構造	鉄筋コンクリート造		地下1階、地上2階、一部3階					
規模	敷地面積	14,228㎡						
	建築面積	3,576㎡						
	床延面積	9,699㎡						
	地階	2,668㎡	1階	3,623㎡	2階	2,606㎡	3階	706㎡
	屋上階	58㎡	屋外倉庫(別棟)	38㎡				

### 主要設備

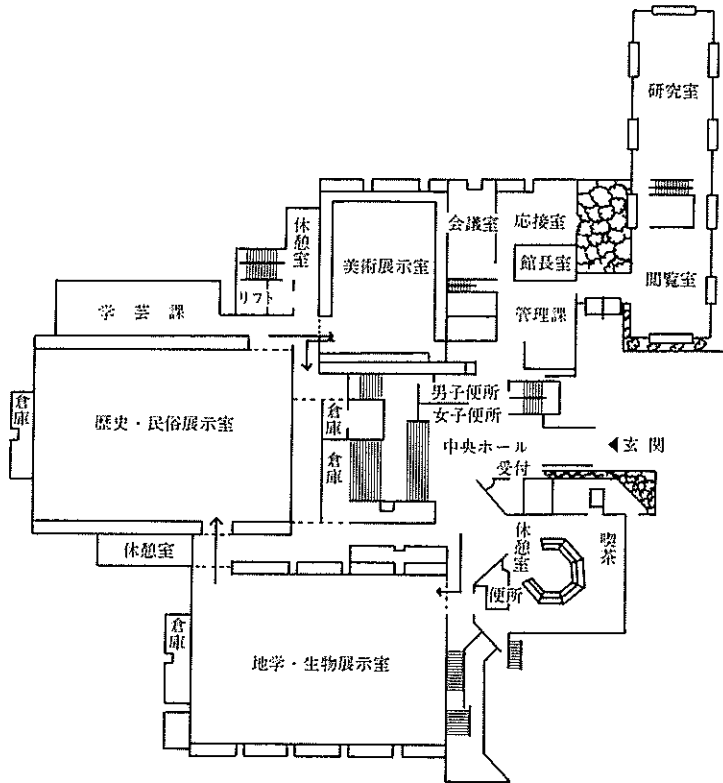
- (1) 全館冷・暖房、温度・湿度調和装置
- (2) 収蔵庫、常設・特別展示室、炭酸ガス消火設備 50kg ボンベ 112本
- (3) 予備発電設備 6,600V 250KVA
- (4) 盗難防止 超短波警戒装置 半径5m 11基
- (5) エレベーター設備 人荷用 定員59名 積載荷重 3,900kg 1基
- (6) 講堂映写機 16mm1台 8mm1台 スライド1台
- (7) 身障者用便所、インターホン設備

### 地階平面図



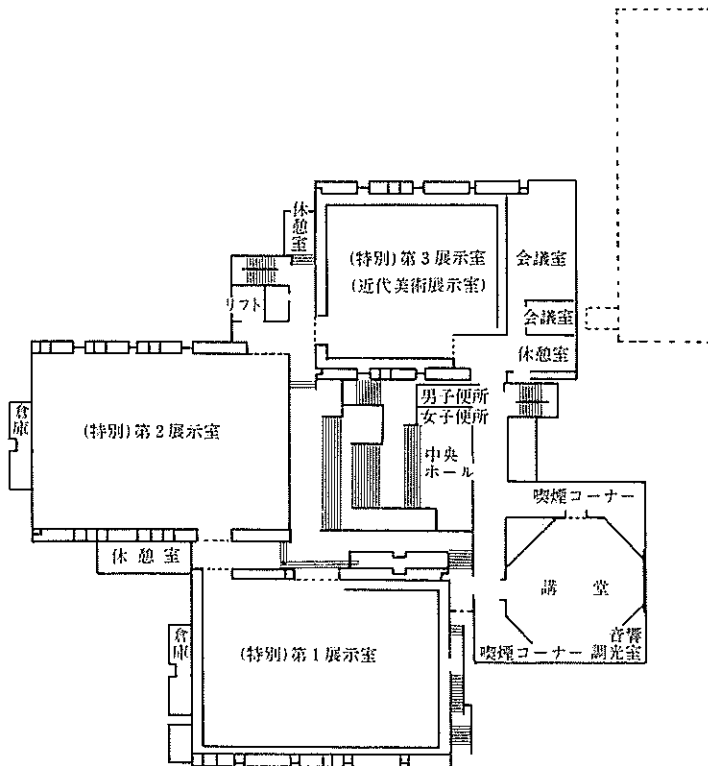
資料保管庫	217㎡
資料書庫	496㎡
展示器材倉庫	97㎡
準備工作室	159㎡
倉庫(2)	82㎡
荷解場	99㎡
燃蒸室	18㎡
暗室	13㎡
監視盤室	118㎡
発電機室	71㎡
電気室	67㎡
空気調和機械室	727㎡
炭酸ガスボンベ室	43㎡
ポンプ室(2)	50㎡
警備(関係)室	31㎡
書類庫	10㎡
従業員控室	9㎡
便所	5㎡

# 1 階 平 面 図



地学・生物展示室	515㎡
歴史・民俗展示室	515㎡
美術展示室	260㎡
喫茶・休憩室	182㎡
展示室倉庫(2)	40㎡
館長室	26㎡
応接室	60㎡
管理課	68㎡
学芸課	108㎡
会議室	58㎡
休憩室(2)	66㎡
休養室	17㎡
休書類庫	10㎡
便所(3)	64㎡
研究室	170㎡
閲覧室	111㎡
倉庫(階段下)	110㎡

# 2 階 平 面 図

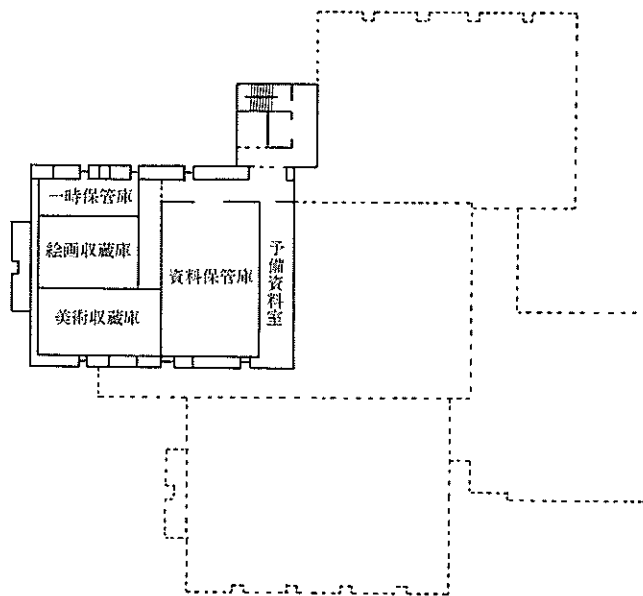


(特別)第1展示室	515㎡
(〃)第2展示室	515㎡
(〃)第3展示室	374㎡
講堂・映写室	206㎡
会議室・控室	107㎡
展示室倉庫(2)	40㎡
休憩室(3)	88㎡
便所	30㎡

陳列壁面の長さ(特別展示室)

区分	壁面延長		
	固定	可動	計
第1展示室	80 m	105 m	185 m
第2展示室	83	134	217
第3展示室	65	62	127
計	228	301	529

### 3 階 平 面 図

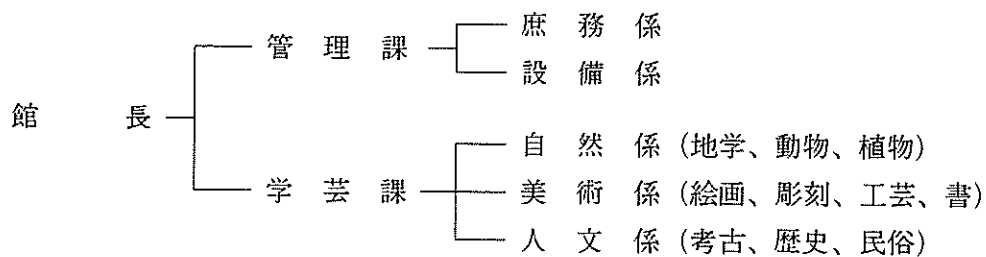


収 蔵 庫 (3) 258㎡  
 資 料 保 管 庫 172㎡  
 予 備 資 料 室 60㎡

屋階平面図



### 3 組 織 (平成元年4月1日現在)



### 職員名簿 (平成2年3月31日現在)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
館 長	長 石 肇	自 然 係 長	野 村 幸 弘
管 理 課 長	土 井 田 憲 治	学 芸 員	磯 江 正 人
課長補佐(兼)庶務係長	山 口 讓	〃	星 見 清 晴
主 事	荻 原 恵 子	美 術 係 長	小 山 勝 之 進
〃	梅 原 順 子	学 芸 員	三 谷 魏
〃	片 山 諒 一	〃	太 田 垣 哲
主任自動車整備士	岡 田 晃 一	人 文 係 長	加 藤 隆 昭
設 備 係 長	森 下 忠 久	学 芸 員	久 保 穰 二 朗
主任機械技師	松 岡 弘 幸	〃	坂 本 敬 司
電 気 技 師	藤 田 政 博	〃	野 地 恒 有
学 芸 課 長	福 井 淳 人		

## 4 博物館協議会

鳥取県立博物館協議会は、委員15名で構成し、全体会のほか運営、自然、美術及び人文の各専門部会を組織して運営している。

### (1) 協議会開催状況

全体会 平成元年11月17日 平成2年2月28日  
 自然部会 平成元年5月18日 平成2年2月15日  
 美術部会 平成元年11月9日  
 人文部会 平成元年11月8日

### (2) 委員名簿

任期：昭和63年4月1日～平成2年3月31日（2か年）

氏名	住所	団体及び職名	所属部会	備考
足立博隆	鳥取市元魚町二丁目118	県小学校長会長 鳥取市立日進小学校長	運営	63.5.26任命
石谷貞彦	八頭郡智頭町智頭396	会社役員	〃	議長 1.12.15死亡
今村時男	鳥取市行徳ろ754	県議会議員	〃	
児嶋恒吉	鳥取市瓦町461	県社会教育委員	〃	
武田早苗	西伯郡名和町豊成161	県連合青年団執行委員	〃	63.5.26任命
森 納	岩美郡国府町糸谷11	医師	〃	運営部会長
赤木三郎	鳥取市布勢375	鳥取大学教授	自然	
江原昭三	鳥取市浜坂4丁目11-8	〃	〃	
越智春美	鳥取市行徳い743-9	県文化財保護審議会委員 鳥取大学名誉教授	〃	議長代行 自然部会長 運営部会
岩垣寿太郎	倉吉市上井町一丁目西	書家	美術	
山本兼文	岩美郡岩美町馬場104	彫刻家	〃	美術部会長 運営部会
米本一郎	倉吉市福庭64-3	画家	〃	63.5.26任命
河手龍海	鳥取市江崎106	鳥取大学教授	人文	人文部会長 運営部会
佐々木 謙	境港市中野町314	郷土史家	〃	
野津 龍	鳥取市湖山町南3-101-51	鳥取大学教授	〃	

5 予 算 (平成2年3月31日現在)

(単位：千円)

(目 業 名) 事 業 名	予算額	財 源 内 訳			
		使用料	寄附金	諸収入	一般財源
(博 物 館 費)					
博 物 館 運 営 費	52,537	6,731		38	45,768
自 然 事 業 費	8,644	5,728			2,916
資 料 収 集 研 究 費	1,240				1,240
常 設 展 示 費	1,204				1,204
山 陰 の 海 展 開 催 費	6,200	5,728			472
美 術 事 業 費	247,792	7,940	30,000		209,852
資 料 収 集 研 究 費	3,156				3,156
常 設 展 示 費	1,119				1,119
現代美術の創造者たち展開催費	11,348	7,940			3,408
美 術 品 取 得 基 金	232,169		30,000		202,169
人 文 事 業 費	20,927				20,927
資 料 収 集 研 究 費	4,323				4,323
常 設 展 示 費	1,096				1,096
藩 政 資 料 整 備 費	1,525				1,525
藩 政 資 料 補 修 費	1,815				1,815
常 設 展 示 改 善 充 実 費	9,600				9,600
藩 政 資 料 刊 行 事 業 費	2,568				2,568
普 及 事 業 費	1,827				1,827
教 育 普 及 活 動 費	1,261				1,261
巡 回 展 開 催 費	566				566
ジゲの生活・文化史基礎調査事業費	1,700				1,700
合 計	333,427	20,399	30,000	38	282,990

## 6 利 用 者

常設展 入館者	特別展 入館者	普及活動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用				合 計
		館 内	館 外			展示室	講 堂	会議室	小 計	
52,624	12,823	1,263	(14,834) 14,942	1,194	82,846	(1,664) 28,743	9,041	1,969	39,753	122,599

(1) 普及活動・館外欄 ( ) は巡回展入場者数(内数)

(2) 許可利用・展示室欄 ( ) は共催展入場者数(内数)

### (1) 常設展入館者数

月 別	開 館 日 数	小・中学生			高 校 生			一 般			合 計			1日当りの 入館者数
		個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	
4	27	631	( 431) 533	1,164	85	—	85	2,478	( 21) 628	3,106	3,194	( 452) 1,161	( 452) 4,355	161
5	27	( 186) 692	(1,905) 1,924	2,616	71	—	71	3,250	( 104) 1,095	4,345	( 186) 4,013	(2,009) 3,019	(2,195) 7,032	260
6	26	132	(1,678) 1,816	1,948	36	355	391	1,490	( 152) 1,524	3,014	1,658	(1,830) 3,695	(1,830) 5,353	205
7	26	378	( 28) 250	628	32	268	300	2,437	( 6) 1,050	3,487	2,847	( 34) 1,568	( 34) 4,415	169
8	28	1,510	( 33) 264	1,774	124	100	224	3,214	( 8) 807	4,021	4,848	( 41) 1,171	( 41) 6,019	214
9	27	531	( 519) 704	1,235	117	5	122	5,943	( 51) 707	6,650	6,591	( 570) 1,416	( 570) 8,007	296
10	26	191	(1,944) 1,944	2,135	35	34	69	1,432	( 99) 1,202	2,634	1,658	(2,043) 3,180	(2,043) 4,838	186
11	25	234	( 664) 740	974	18	19	37	1,818	( 35) 647	2,465	2,070	( 699) 1,406	( 699) 3,476	139
12	21	85	( 317) 320	405	22	—	22	778	( 9) 733	1,511	885	( 326) 1,053	( 326) 1,938	92
1	23	115	—	115	30	—	30	1,280	20	1,300	1,425	20	1,445	62
2	24	265	( 101) 101	366	28	—	28	1,676	( 3) 172	1,848	1,969	( 104) 273	( 104) 2,242	93
3	26	539	( 92) 124	663	104	26	130	2,173	( 5) 538	2,711	2,816	( 97) 688	( 97) 3,504	134
合計	306	( 186) 5,303	(7,712) 8,720	14,023	702	807	1,509	27,969	( 493) 9,123	37,092	( 186) 33,974	(8,205) 18,650	(8,391) 52,624	171

( ) は、入館料減免入館者数(内数)

### (2) 特別展入館者数

区分 展覧会名	期 間	開 館 日 数	小・中学生			高 校 生			一 般			合 計			1日当りの 入館者数
			個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	
山陰の海	1.7.28 ～8.27	28	2,016	938	2,954	139	16	155	3,931	826	4,757	6,086	1,780	7,866	280
現代美術の 創造者たち	1.10.10 ～11.9	27	169	1,973	2,142	46	41	87	2,127	601	2,728	2,342	2,615	4,957	183
合 計		55	2,185	2,911	5,096	185	57	242	6,058	1,427	7,485	8,428	4,395	12,823	233

## (3) 館外主催展

展 覧 会 名	期 間	内 容	入館者数	備 考
現代美術鳥取'89展覧会	平成元年 4月22日～5月7日	絵画、彫刻	人 3,674	オランダ・トットリ現代美術 交流展実行委員会
第17回山陰書人社展	6月4日～6月11日	書	899	山陰書人社
鳥取大学開学記念 第17回展覧会	6月7日～6月11日	絵画、書、 写真など	723	鳥取大学
第14回鳥取由源書展	6月17日～6月19日	書	673	鳥取由源友の会
日本現代水彩画協会 鳥取支部展	7月1日～7月5日	絵画	946	日本現代水彩画協会 鳥取支部
第6回鳥取県窯元秀作展	7月1日～7月5日	陶器	714	鳥取県陶芸会
第4回山陰工芸会展	8月12日～8月16日	工芸	1,343	山陰工芸会
「原始布・ 古代織への誘い」展	8月22日～8月27日	布	1,353	古代布保存会
第35回 池坊中国五県連合花展	9月2日～9月5日	いけばな	7,006	池坊鳥取支部
鳥取市児童生徒科学作品展	9月30日～10月1日	採集標本 観察記録等	1,664	鳥取市教育委員会共催
第35回チャール会鳥取展	11月16日～11月20日	絵画	1,111	チャール会鳥取
第36回鳥取県勤労者美術展	11月18日～11月20日	絵画、書、 写真	796	鳥取県
'89デザイナー鳥取展	11月22日～11月26日	デザイン	2,033	鳥取県
第14回鳥取書道連盟展	12月1日～12月5日	書	698	鳥取書道連盟
日 本 の 書 展	12月9日～12月13日	〃	788	山陰中央新報鳥取本社
第14回鳥取県高等学校総合文化祭 鳥取県高等学校美術・書道展	平成2年 1月20日～1月24日	絵画、書、 彫刻など	801	鳥取県高等学校文化連盟
第6回梨風会書展	2月10日～2月13日	書	754	梨風会
第27回児童・生徒東部書道展	2月17日～2月18日	〃	1,893	鳥取県書写書道教育研究会
鳥取県代表中国河北省書道展	3月17日～3月21日	〃	874	中国河北省展運営委員会
合 計			28,743	



## 7 条例・規則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年7月7日鳥取県条例第29号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)を鳥取市に設置する。

(利用の許可)

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(教育委員会規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別 表 (第4条関係) (平成元.4.1改正)

1 入 館 料

区 分	金 額	
	通常展示	特別展示
個 人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 50円
	高等学校の生徒	1人1回につき 80円
	学生又は一般人	1人1回につき 150円
団 体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 40円
	高等学校の生徒	1人1回につき 60円
	学生又は一般人	1人1回につき 120円

1人1回につき1,000円をこえない範囲内で教育委員会が定める額

## 2 展示室等使用料

区 分	金 額
第 1 展 示 室	1日につき 18,500円 半日につき 9,200円
第 2 展 示 室	1日につき 18,500円 半日につき 9,200円
第 3 展 示 室	1日につき 14,400円 半日につき 7,200円
講 堂	1日につき 7,410円 半日につき 3,700円
会 議 室	1日につき 2,060円 半日につき 1,030円

### 備 考

- この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例(昭和33年4月1日鳥取県条例第16号)

最終改正 昭和59年10月9日条例第28号

(設 置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(定 数)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解 任)

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年3月30日条例第22号)抄

(施 行 期 日)

- この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

- この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

○鳥取県美術品取得基金条例(昭和54年3月16日鳥取県条例第2号)

(目 的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、鳥取県美術品取得基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 美術品の取得に要する経費に充てるため、鳥取県美術品取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号)

(最終改正 平成元年4月1日鳥取県教育委員会規則第11号)

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管 理 課	庶務係・設備係
学 芸 課	自然係・美術係・人文係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) その他博物館の事業に関すること。

(係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職 制)

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

- 2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(開館時間)

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第9条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可の申込み等)

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による許可申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の許可の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

3 教育委員会は、博物館の利用を許可したときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号による利用許可書を、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) その他教育委員会が定める行為。

2 前項第(2)号又は第(4)号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監 督)

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは第(4)号の許可を取り消すことができる。

(1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。

(5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第14条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(委 任)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表（第6条関係）（昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・一部改正）

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・主任・現業主幹

2 事務職員をもって充てる職

主事・博物館司書・現業主事

3 技術職員をもって充てる職

専門学芸員・学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(抄)

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）の授業料並びに鳥取県営社会体育施

設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立社会教育センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「県営社会体育施設等」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（授業料及び使用料の減免）

**第2条** 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料又は使用料について行うものとし、当該授業料又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の下欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	入 館 料	1 児童又は中学校の生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として入館するとき。 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に利用する場合で、知事が特に必要があると認めるとき。
	展示室等使用料	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 3 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。

（減免と申請手続等）

**第3条** 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は昭和52年4月1日から施行する。

（以下附則省略）